

令和3年横審第40号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年4月24日16時01分

神奈川県横須賀港

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	13トン	5トン未満
全長	19.30メートル	
登録長		6.32メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	394キロワット	73キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を、その前後に客室を有し、操舵室左舷寄りに操舵輪、その後方に椅子が設置され、前面には左舷側からGPSプロッター、魚群探知機、機関監視盤をそれぞれ備えた最大乗員35人のFRP製遊漁船で、a受審人及び甲板員1人が乗り組み、釣り客23人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.2メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年4月24日07時10分京浜港横浜第5区の係留地を発し、浦賀水道航路第5号灯浮標南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、前示釣り場に到着して遊漁を始め、その後釣り場を数度移動したのち、15時56分会社に釣果と帰航する旨を連絡して帰途に就き、15時59分横須賀港東北防波堤東灯台（以下「防波堤東灯台」という。）から106度（真方位、以下同じ。）1,250メートルの地点で、針路を302度に定め、15.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵とし、椅子に腰掛けた姿勢で進行した。

a受審人は、定針したとき、正船首930メートルのところにBを視認することができ、同船が移動しないことから漂泊中とわかり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針前に船首方を一見したところ、他船を認めなかったため、航行に支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、こ

のことに気付かなかった。

a 受審人は、左舷方で漂泊中のモーターボートを見ながらBを避けることなく続航し、16時01分防波堤東灯台から070度440メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部がBの右舷船首部に前方から9度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の南風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央に操舵室を設け、電子ホーンを装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日15時05分横須賀港内の係留地を発し、横須賀港東北防波堤東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、15時20分前示釣り場に到着して釣りを始め、その後釣り場を3度移動したのち、15時56分衝突地点付近で、船首を113度に向け、機関を中立として漂泊を開始した。

b受審人は、右舷船尾甲板上で友人と右舷方を向いて釣りを再開し、15時59分船首が113度を向いていたとき、右舷船首9度930メートルのところAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漂泊している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、16時01分僅か前右舷船首至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が113度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に修理不要の擦過傷を、Bは、

右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等をそれぞれ生じたが、のち修理され、Bの同乗者が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件衝突は、港則法が適用される横須賀港内において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、横須賀港内において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、横須賀港内において、帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針前に船首方を一見したところ、他船を認めなかったため、航行に支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、横須賀港内において、釣りをを行う目的で漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漂泊している自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船の同乗者を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月12日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明